

地震被災建築物の「応急危険度判定士」講習会 平成29年度講習会開催のご案内

この講習会は、「島根県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱」に基づき、**島根県知事が判定士認定のための講習として実施するものです。**

応急危険度判定とは、地震により被害を受けた建築物による人的被害を防止するため、その危険性を判定するものです。建築士としての社会的使命を自覚し、判定作業に自発的に参加される意思のある方の受講をお勧めします。

なお、判定士認定の要件は、次のすべてを満たされる方です。

- (1) 建築士法に規定する建築士であること
- (2) 島根県内に住所又は勤務地を有する者
- (3) 知事が判定士認定のための講習として、あらかじめ指定した講習を修了した者であること
- (4) 応急危険度判定の作業に自発的に参加する意思のある者

■日時・場所

【浜田会場】平成29年10月12日(木) 浜田市片庭町254 「島根県浜田合同庁舎」5階 503会議室

【松江会場】平成29年10月13日(金) 松江市東津田町1741-1 「島根県松江合同庁舎」6階 601会議室

※両会場とも、講習 13時30分～16時30分 (受付 13時～13時30分)

■講師 島根県土木部建築住宅課 担当職員

■参加費 受講料：無料 テキスト代：2,000円 (当日会場にて申し受けます)

■テキスト 「被災建築物応急危険度判定マニュアル」 発行：一般財団法人日本建築防災協会

■C P D 継続能力開発認定研修：3単位

■申込期限 平成29年9月29日(金) ただし定員(松江60名、浜田30名)になり次第締切ります。

更新にあたり受講義務はありませんが、判定技術向上のために既に登録済みの方につきましても再受講が可能ですので、積極的な受講をお願いします。

(上記テキストをお持ちの方はご持参ください。)

■申込方法 下記の「受講申込書」に記載の上、FAXまたは郵送にて申込みをしてください。折り返し「受講票」を送付します。

【申込先】〒690-0883 松江市北田町35-3 一般社団法人島根県建築士会

TEL. 0852-24-2620 FAX. 0852-24-3780

注 1) 受講者には「受講修了証」を交付します。

※受講修了証は、応急危険度判定士の認定申請の際に必要です。

2) 当日は、判定士認定申請及び登録更新の受付も合わせて行います。

3) 問い合わせ先/島根県土木部建築住宅課 建築物安全推進室 TEL. 0852-22-6586、5219

..... きりとり線

一般社団法人島根県建築士会 宛 (FAX 0852-24-3780)

受 講 申 込 書 (地震被災建築物の「応急危険度判定士」平成29年度講習会)

いずれかに○印を	・新規登録受講		・再受講		
	受講希望会場		・浜田会場	・松江会場	
	テキストの購入希望		・希望する	・不要	
氏 名		性 別	男・女	生年月日	平成・昭和 年 月 日
現住所	(〒 -) 【TEL FAX】				
勤務先	(〒 -) 【TEL FAX】				
	所在地				
	名 称				
建築士登録番号	一級 (第	号)	二級・木造 (都道府県	第 号)

島根県地震被災建築物応急危険度判定士の認定申請をされる方へ

『地震被災建築物応急危険度判定』とは、地震により被害を受けた建築物が、さらに余震等により倒壊あるいは外壁等が落下し、人に被害を与えることを防止するため、緊急に建築物の危険度を判定する作業です。

『応急危険度判定士』とは、知事の認定を受け、判定作業を行う者です。知事は判定士として認定した者を台帳に登録し、判定士登録証（携帯用）を交付します。判定士が判定作業を行うときは常にこの登録証を携帯しなければなりません。

1. 判定士認定（新規）申請について

作業の性格上、報酬を目的としたものでないため、建築士としての社会的責務を自覚し、自主的に判定作業に参加される意思のある方の申請をお勧めします。

申請書類について 〔島根県ホームページに掲載しております(土木部建築住宅課)〕

- (1) 島根県地震被災建築物応急危険度判定士認定（新規）申請書 1通
- (2) 建築士免許証の写し
- (3) 判定士講習会の受講修了証の写し
- (4) 写真 2枚（縦3.0cm×横2.5cm）裏面に氏名を記載のこと
- (5) 応急危険度判定士名簿記載事項の一部を一般社団法人島根県建築士会に情報提供する（*注）ことについての承諾に関する書面

2. 更新申請について

判定士登録証の有効期限は交付日から5年間です。有効期限満了までに更新の手続きをしてください。

申請書類について

- (1) 島根県地震被災建築物応急危険度判定士認定（更新）申請書 1通
- (2) 応急危険度判定士登録証
- (3) 応急危険度判定士名簿記載事項の一部を一般社団法人島根県建築士会に情報提供する（*注）ことについての承諾に関する書面

3. 登録証の変更について

- (1) 認定申請書記載事項に変更（住所、勤務先等）が生じた場合は、変更届を提出してください。
- (2) 登録証記載事項に変更（氏名、二級から一級等）が生じた場合は、再交付申請により記載内容を訂正の上、登録証を再交付します。

***注）** 島根県と一般社団法人島根県建築士会とで、次のとおり「島根県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定」を締結しており、県は同建築士会へ判定士に関する個人情報の一部を提供することにしております。

1. 島根県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定（抜粋）

（協力要請）

第3条 島根県は、地震災害が発生し、被災市町村から判定士の派遣に関する支援要請を受けた場合には、建築士会に対して判定士の招集に関して協力を要請するものとする。

（協力）

第4条 建築士会は、島根県の前条の規定に基づく要請があった場合は、会員である判定士等に対して、速やかに島根県の要請内容を伝え、判定活動への参加意思を確認する。

（協力のための準備）

第6条 島根県は、判定士の承諾を得た上で登録者名簿を建築士会に交付し、新規登録、更新又は登録事項の変更があった場合には、遅滞なくその旨を建築士会に通知するものとする。

2. 一般社団法人島根県建築士会へ提供する情報

判定士認定番号、氏名、住所、勤務先名称、電話番号（住所及び勤務先）

3. 個人情報の取り扱い

一般社団法人島根県建築士会への情報提供は、判定士招集の目的以外に使用することはありません。